

青森県報

第二千九百八十一号

平成二十年
九月五日
(金曜日)

規 則

社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十七号

社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則(昭和三十七年三月青森県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号ロの(9)中「第二条第一項」を「第九条第一項」に改め、同号中リを又とし、チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

ト 自立支援対応資金(低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯で、セーフティネット支援対策等事業実施要綱(平成十七年三月三十一日付け社援発第〇三三三一〇二二号厚生労働省社会・援護局長通知)3の(3)のオに規定する自立生活サポート事業において自立支援プランによる支援が必要な者の属するものに対し、当該自立支援プランの実施に係る必要な経費として貸し付ける資金)

第二号様式その一中

〃	〃	〃	〃	〃	〃
---	---	---	---	---	---

を

〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

目 次

社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(健康福祉課) ……一

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……二

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二

介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………(同) ……二

介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………(同) ……三

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……三

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生化課) ……四

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(原安策課) ……四

建設業者の許可の取消し……………(三八地域) ……四

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

告示

青森県告示第六百十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は 名称又は 名称	主たる事務所 の所在地又は 住所	居宅サ ービスの種 類	居宅サ ービス事業を 行う事業所	指 定 年 月 日	特定非営利活 動法人黒石福 祉サービス	特定非営利活 動法人黒石福 祉サービス	特定非営利活 動法人黒石福 祉サービス							
					黒石市追子野 木三丁目二一 五の一	黒石市追子野 木三丁目二一 五の一	黒石市追子野 木三丁目二一 五の一	訪問介 護	福祉用 具貸与	特定福祉 用具販売	訪問介 護おこ のき	介護レ ンタル おこの き	黒石市追子野 木三丁目二一 五の一	黒石市追子野 木三丁目二一 五の一

青森県告示第六百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は 名称又は 名称	主たる事務所 の所在地又は 住所	居宅サ ービスの種 類	居宅サ ービス事業を 行う事業所	廃 止 年 月 日	株式会社 リーブケア	小野寺孝夫	津軽保健生 活協同組合	
					青森市長島三 丁目一〇 熊谷ビル二〇	青森市堤町二 丁目四の七	短期入所療 養介護	訪問看護、 リハビリシ ョ、通所リ ハビリシ ョ、介護 指導

青森県告示第六百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	廃 止 年 月 日	名称	名称	名称	名称
			主たる事務所 の所在地	名称	所在地	所在地
有限会社大地	居宅介護支援事業所 だいち	平成 二〇・七・三	津軽保健生活協 同組合	弘前市大字旭ヶ 丘一丁目九の二	弘前市大字旭ヶ 丘一丁目九の二	弘前市大字旭ヶ 丘一丁目九の二

青森県告示第六百二十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設がその指定を辞退したので、同法第百十五条第二号の規定により公示する。

平成二十年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	開 設 の 場 所	指 定 辞 退 年 月 日
小野寺泌尿器科医院	青森市堤町二丁目四の七	平成 二〇・六・三〇
村上病院	青森市青柳二丁目五の一七	二〇・八・一

青森県告示第六百二十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成二十年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者	氏 名 又 は 名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
特定非営利活動法人黒石福祉サービス	黒石市追子野木一三丁目二一五の五	黒石市追子野木一三丁目二一五の五	訪問介護	訪問介護おこのき	黒石市追子野木一三丁目二一五の五	平成 二〇・八・六

特定非営利活動法人黒石福祉サービス	黒石市追子野木一三丁目二一五の五	介護予防用具貸与	介護レンタルおこのき	黒石市追子野木一三丁目二一五の五	"
-------------------	------------------	----------	------------	------------------	---

特定非営利活動法人黒石福祉サービス	黒石市追子野木一三丁目二一五の五	特定介護福祉社	介護レンタルおこのき	黒石市追子野木一三丁目二一五の五	"
-------------------	------------------	---------	------------	------------------	---

青森県告示第六百二十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第百十五条の九第二号の規定により公示する。

平成二十年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者	氏 名 又 は 名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
株式会社ブケア	青森市長島三丁目一〇一	熊谷ビル二〇一	訪問介護	ピリアンタースケア	八戸市長苗代二丁目二〇の一 オフィス長苗代二のC	平成 二〇・七・三
小野寺孝夫	青森市堤町二丁目四の七	青森市堤町二丁目四の七	介護予防施設 短期介護 療養介護	小野寺泌尿器科医院	青森市堤町二丁目四の七	平成 二〇・六・三〇
津軽保健生活協同組合	弘前市大字田町五丁目二の二	弘前市大字田町五丁目二の二	訪問看護 訪問介護 訪問看護 訪問介護 訪問看護 訪問介護	津軽保健生活協同組合 かくりすこ かくりすこ	弘前市大字野木一丁目一の二七	平成 二〇・七・三

介護予防
居宅療養
管理指導

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十年八月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人津軽広域救急支援機構

三 代表者の氏名

堀川 永一郎

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字百石町五七

五 定款に記載された目的

この法人は、県民及び地域住民に対して救急医療に関する事業を行い、津軽地域各市町村における保健・医療の改善及び救命救急医療の向上に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

環境放射能拡散シミュレーションシステム機能高度化等業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県原子力センター総務担当

三 契約の方法

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四 の一

四 契約の相手方を決定した日

平成二十年八月十八日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電気株式会社 青森支店

六 契約金額

青森市長島二丁目一〇の三

七 随意契約の理由

四千二百万円

八 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

九 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方としたものである。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 八戸緑地株式会社

二 代表者の氏名 古川 克明

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字湊町字六畑二一の五

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第二九四号

五 取消年月日 平成二十年八月八日

六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年七月一日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 三興水道サービス

二 氏名 上村 秀幸

三 主たる営業所の所在地 八戸市桜ヶ丘三丁目一七の六

四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第三〇〇二二四号

五 取消年月日 平成二十年八月八日

六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社サンコー設備工業

二 代表者の氏名 向山 繁蔵

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町字塚無岱一七の三一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一〇六七一号

五 取消年月日 平成二十年八月八日

六 取消しに係る建設業の許可
土木、管、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年五月三十一日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭